

# 被扶養者 認定 取消 申告書

被扶養者の認定を受けようとするときは、**被扶養者の要件を備える事実が生じた日から30日以内に申告してください。**

所属所文書受付印  
●組合員が申告書を提出した日に押印

受付  
〇〇.〇〇.〇〇  
共済小学校

コードは共済組合コード表を参照するか事務担当者に確認する。

組合員証 記号番号	公立鹿	234567	(フリガナ) 組合員氏名	キョウサイ タロウ <b>共済 太郎</b>	所属所名	鹿児島市立	所属所コード	765432
--------------	-----	--------	-----------------	---------------------------	------	-------	--------	--------

共済事務担当者印

県  
印  
協

(フリガナ) 認定・取消を受けようとする者の氏名 ●姓と名の間は1文字空けて記入	続柄	性別	生年月日 年号 年 月 日	扶養手当受給 有無	給与事務担 当者証明印	職業	年間収入 推計額	現住所 ●組合員と別居の場合のみ記入 (アパート・マンション号数等まで記入)	被扶養者の要件を備え又は 欠くに至った理由及び事実発 生年月日	認定・取消理由 及び年月日 ※印の欄は記入しない
キョウサイ ハナコ <b>共済 花子</b>	妻	女	2 4 〇〇 〇〇 〇〇 1	有		なし	0	〒	退職	3月31日退職

※申告書裏面 注3 (1)被扶養者の要件を備えるに至った理由及び事実発生日が確認できる書類の例

- 退職：退職辞令等の写し（退職年月日の確認できる書類）又は健康保険等資格喪失証明書
- 結婚（配偶者）：婚姻届受理証明書又は戸籍抄本
- 雇用保険の失業給付等の受給終了：雇用保険受給資格者証の写し（支給終了まで記載されたもの）
- 扶養者の変更：扶養順位協議決定書〔整理番号16〕、健康保険等資格変更証明書
- 所得減少：雇用及び給与支給（見込）証明書〔整理番号13〕  
又は雇用形態及び月毎の収入状況がわかる書類
- 他支部からの転入：転入前の被扶養者証の写し
- 他共済からの転入：転入前の被扶養者証の写し又は被扶養者資格喪失証明
- 出生：不要

組合員と別居の場合、住所を記入する。（共済組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得する資料となる。）

認定を受けようとする配偶者について	基礎年金番号 (4桁) 9203 - (6桁) 001234	申告以前の勤務先 コンビニエンス鴨池	左記退職年月日 令和 △△年 3月 31日	婚姻届出年月日 令和 ○○年 ●月 ▲日
-------------------	-----------------------------------	-----------------------	--------------------------	-------------------------

上記のとおり申告します。 公立学校共済組合鹿児島支部長 殿 〒 890-0000 令和 △△年 4月 8日 住所 鹿児島市共済町2-2 申告者 (組合員) 氏名 共済 太郎 電話番号 ( 099 - 222 - 1111 )	上記の記載事項は、事実と異ならないことを確認しました。 令和 △△年 4月 8日 所属所所在地 鹿児島市共済町2-2 所属所長 職・氏名 校長 鹿児島 一郎 電話番号 ( 099 - 111 - 2222 )
--	--

<input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号)による情報連携を利用します。 (利用する場合はチェック)  死亡の事実を確認する書類及び他の公的医療保険制度における資格喪失関係書類の提出を省略できます。 ただし、通常の処理期間に加えて1週間程度の期間を要します。	<input checked="" type="checkbox"/> 認定を受けようとする者の住民票上の住所が国内にあることを確認しました。 (国内居住要件の例外に該当する者を除く)  国内居住要件を満たしていることを確認する書類(住民票の写し)の添付を省略することができます。
--	---

省略できる書類の例：医療保険者の資格喪失証明書、（特別認定のみ）認定対象者の課税（所得額）証明書 など。  
急を要する場合は、従来どおり書類を添付する。

注1 続柄コード、性別、年号及び扶養手当受給の有無欄は、共済組合コード表によりコードで記入してください。また、取消申告のときは、被扶養者欄は朱書してください。

2 年間収入推計額は、その者の恒常的な収入として見込まれる公的・私的年金収入、給与収入、自営業・農業等による事業収入、地代家賃・利子・配当等による資産収入、雇用保険法による失業給付及びその他の収入の推計額を記入してください。

3 次の書類等を併せて提出してください。

(1) 被扶養者の要件を備え又は欠くに至った理由及び事実発生年月日が確認できる書類(マイナンバー(個人番号)による情報連携を利用する場合、一部の書類は省略可)

(2) 住民票の写し(所属において認定対象者の住民票上の住所が国内にあることを確認した場合、省略可)【認定の場合のみ】

(3) 被扶養者証、限度額適用認定証など共済組合から取消対象者へ交付されているすべての証(返納すべき証を紛失したときは組合員証等滅失届〔整理番号3-2〕)【取消の場合のみ】

(4) 国内居住要件の例外に該当することを確認できる書類【国内居住要件の例外に該当する者の認定の場合のみ】

例外該当事由	確認書類(いずれかひとつで可)
① 外国において留学をする学生	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ 渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

〈以下⑤、⑥の書類については20歳以上60歳未満の配偶者のみ〉

(5) 国民年金第3号被保険者関係届(他の公的医療保険制度への加入による取消しの場合には不要)

(6) 国民年金第3号被保険者の基礎年金番号が確認できる書類(年金手帳の写し、基礎年金番号通知書の写し等)【認定のみ】